

修 繕 仕 様 書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

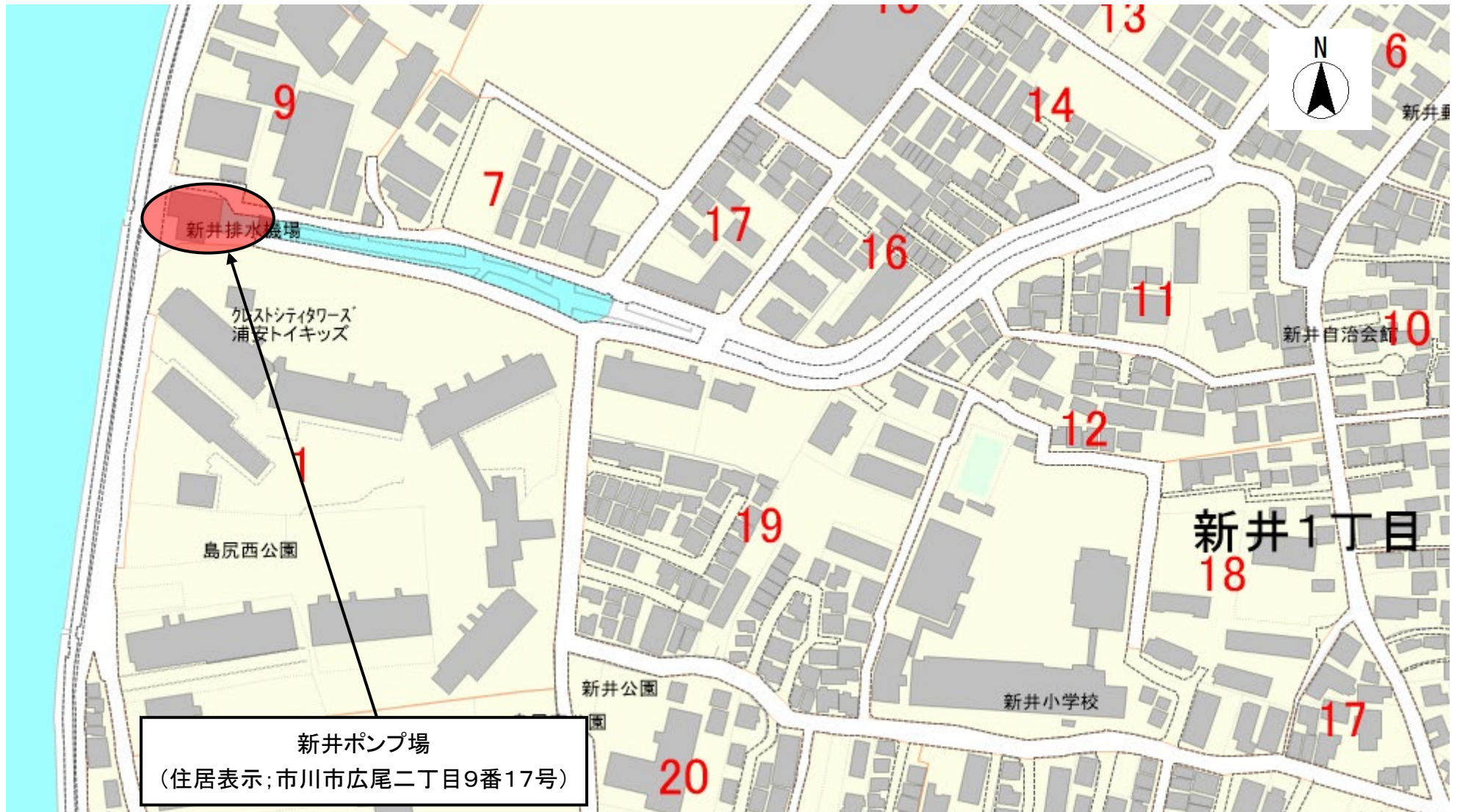
- 1 件 名 新井ポンプ場 No.1 サイクロ減速機交換修繕
- 2 修繕目的 新井ポンプ場内の除塵機付属品であるサイクロ減速機に経年による能力低下や腐食が確認されるため、交換修繕を行うものです。
- 3 修繕場所 市川市広尾二丁目9番17号 新井ポンプ場
- 4 修繕期間 令和7年10月 1日 ～ 令和8年 3月27日
- 5 修繕時間 午前9時 ～ 午後4時30分まで
- 6 修繕内容 劣化した既存部品を新しい部品に交換する。
新しい部品は既存のものと互換性があるものを選定すること。
また、除塵機3台のレーキの調整及び保護カバーの清掃を行うこと。
サイクロ減速機 1.5kW×4P, i=1/289 × 1台
除塵機レーキ調整 × 12本
保護カバー清掃 × 3機
7. 提出書類
 - ・ 着手届
 - ・ 業務責任者通知書
 - ・ 施工計画書
 - ・ 出荷証明書または納品書
 - ・ 作業報告書および作業写真(作業前・作業中・作業後)
 - ・ 試験運転成績表
 - ・ 産廃マニフェスト
 - ・ 完成書類（完成図、機器仕様書、取扱説明書、保証書）
 - ・ 完了届
- 8 その他
 - (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
 - (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
 - (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
 - (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目

的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (5) 修繕作業を開始する際は、事前に近隣住民へ訪問または文書投函等を行い近隣住民へ周知を行うこと。作業に伴い、道路占有許可等が必要な場合は必ず申請を行うこと。
また、その際必要に応じて交通誘導員を配置する等、安全対策を講じること。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

案内図

新井ポンプ場(住居表示;市川市広尾二丁目9番17号)



機器配置図

新井ポンプ場(住居表示;市川市広尾二丁目9番17号)

